

我々ハ今日我カ組合執行委員会が推薦シテ選出シタ評議員カ大ナル過誤ナラ  
ツタ事ハ認メルシカシテ過去ニ於テハ鬼ノ角ヲレカラ共済組合ハ例ハバ購買部  
設置ノ如キ今後重大ナル問題ガ續キ起リ来ル事ヲ方ハル時現在ノ如ク組合ト評  
議員トノ間ニ有機的ナ關係ガナイナラバ将来ドシテ大キイ過ミヲナストモ  
限ラヌナルガ共済組合対策委員会ヲ設置シナケレバナラス

実行方法

- 一 執行委員会統轄ノ下ニ共済組合対策委員会ヲ設ケル
- 二 其ノ構成ハ執行委員会ノ推選ニ依ル評議員全部ト三名ノ執行委員及共済組合ニ知識ヲ有スル人ヲ三名ヲ選出スル
- 三 対策委員ノ選出ハ大会後第一回ノ本部委員会ニ協議スル

五. 消費組合運動ヲ起スノ件

決議

本大会ハ消費組合ノ重要性ヲ認メ大坂市電氣局共済組合事業部購買部ニ対シテ  
ハ本組合員ハ積極的ニ参加シ之ガ管理權ヲ獲得ヲ期シ以テ階級闘争ノ機關トシテノ  
消費組合化セシ等ヲ決議ス

理由

消費組合ハ本ノ本質トシテ労働運動ノ一形態デアリ一闘争機關ナル  
併シテ我カ現在我カ大坂市電氣局ニ於テ新ラシ消費組合運動ヲ起サントシテモ最  
近共済組合事業部ニ於テ購買事業ヲ起スベク決定シテアルデアツテ、之レニハ  
相当ノ予算ヲ計上シ計画的ニ遂行セントシテ居リ、他方従業員ノ多クハ之ガ  
利用ニ傾イテアル様ナ状態デアレニ対抗シテ行ク事ハ不可能デアル、  
従カツテ本組合員ハ積極的ニ之ヲ利用シ一般従業員ニ闘争機關トシテノ消費  
組合ニ要ヲ知ラシメル可ク市電局各労働団体ト協力シテ共済組合事業部購  
買部ノ管理權ヲ獲得ニ向ツテ常ニ凡スル運動ヲシナゲレバナラス

実行方法